

09761P-00



TAC行政書士講座

# 行政書士の 判例集



試験によく出る  
重要判例を網羅！

重要判例は**関係図**で  
イメージがつかみやすい



憲法・民法・行政法・商法の  
**判例**を収録



みんなが欲しかった！

行政書士の  
教科書に  
準拠

**TAC出版**  
TAC PUBLISHING Group



# はじめに

---

行政書士試験は、平成18年度の試験から、出題科目の見直しや試験時間の拡大等の措置が実施されました。

これは、行政書士の業務分野が多岐にわたるという特性や隣接法律専門職種としての位置づけ等の観点から、行政書士試験においてより一層の法的思考力等を問うこととすべく、その判定になじみやすい基本法を中心に出題法令の限定を行うとともに、受験者が法律的素養を身に付けているかをより一層問う観点から、試験時間を拡大し、法令科目の出題割合を増加させたものといわれています。

このことは、法令科目で出題される判例問題において、最も端的に表れているといえます。判例とは、最も簡単にいえば、最高裁判所の判断のことですが、この判例の知識を問う出題の比重が極めて高くなっています。具体的に近時の本試験問題でみると、法令科目の全46問中の半数程度が、「判例に照らし、正しいもの（誤っているもの）はどれか」などの正誤を問う形式で、判例の知識が問われています。したがって、判例知識を身に付けることが合格への近道だといえるでしょう。

しかし、実際の訴訟（判例）は、事案が複雑で、判決文も読みにくいことから、初学者や独学者が判例対策を行うことは一筋縄ではいきません。そこで、本書では、各論点の理解に不可欠な重要判例には、事案の要点を端的に示すとともに、適宜事実関係を図表化し、判決文のポイントを「争点・結論」としてまとめ直しました。また、判決文の判旨をできる限り掲載し、「争点・結論」に該当する箇所には連番とアンダーラインを付してあります。さらに、重要判例と同じ論点や事例を扱った「関連判例チェック」を適宜設けて様々な判例を確認できるようにしているとともに、各重要判例の最後には必ず「練習問題」を設けて知識の確認ができるようになっています。

本書で、重要判例を中心にマスターして、合格に必要な判例の知識を身に付けてください。

本書を効率よく活用いただき、行政書士試験合格を勝ち取ってください。

TAC行政書士講座

# 本書の特長と使い方

よく使われる事件名や判決内容を示したタイトルと判決の年月日です。判決の年月日で使われる略語については以下のとおりです。

最高裁判所  
大…大法廷

判…判決  
決…決定

令…令和 平…平成 昭…昭和  
大…大正 明…明治

なお、第二次世界大戦以前の判決の冒頭にある「大」は、大日本帝国憲法において設けられていた「大審院」を意味します。

現在の試験制度になった平成18年度試験以降で、実際に本試験で出題された（取り上げられた）実績を明示しています。「21-5-2」とは、平成21年度問題5選択肢2で出題された、という意味です。なお、18～30は平成、元～3は令和となります。

事案の概要を端的に示すとともに、適宜事案を図表化し、主な争点を記載しています。

取り上げた判例の争点（何が問題となったのか）と結論をわかりやすく記載するとともに、どのような理由によりその結論に達したのかを「ポイント」として掲載しています。

## 人権（自由権－思想・良心の自由（19条））

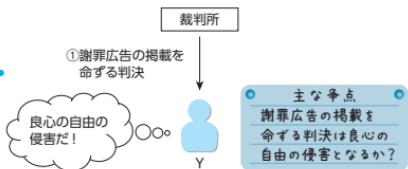
### 謝罪広告事件（最大判昭31.7.4）

出題実績 21-5-2

関連法令 憲法19条、民法723条

#### ■ 事案

衆議院議員総選挙に立候補したYは、選挙運動中、対立候補であるXが汚職をした旨の公表をした。そのため、Xは、虚偽の事実の公表により名誉を毀損されたとして、名誉回復のための謝罪文の掲載を求める訴えを提起した。一審、二審でYに対して謝罪広告の掲載を命ずる判決が出されたので、Yは謝罪広告の強制は良心の自由を侵害するものであるとして争った。



#### ■ 争点・結論

争 点	結 論
謝罪広告の掲載を命ずる判決は良心の自由の侵害となるか。  1 ● 単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度のものである謝罪広告を強制する判決は、倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものではなく、憲法19条に違反しない。	良心の自由の侵害とならない。

卷末に各判例の年月日索引を設けてありますので、  
判例の検索にご利用ください。  
判例年月日が太字のものは重要判例です。

取り上げた判例に関連する法令を掲載しています。

卷末に法令・条文ごとの索引を設けてありますので、  
関連法令ごとの判例の検索にご利用ください。

### ■ 判旨

「民法723条にいわゆる「他人の名譽を毀損した者に對して被害者の名譽を回復するに適當な処分」として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、從來学説判例の肯認するところであり、また謝罪広告を新聞紙等に掲載することは我國民生活の實際においても行われてゐるのである。尤も謝罪広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが謝罪者の意思決定に委ねるを相当とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替作為として民訴734条に基き間接強制によるを相当とするものもあるべく、時々これは強制する事が債務者の人格を無視し著しくその名譽を毀損し意思決定の自由乃至良心の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであろうけれど、<sup>①</sup>単に事態の真相を告白し陳述の意を表明するに止まる程度のものにあつては、これが強制執行も代替作為として民訴733条の手続によることを得るものといわなければならない。…少くともこの種の謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる原判決は、上告人に雇用的若くは苦役の労苦を科し、又は上告人の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられないし、また民法723条にいわゆる適當な処分というべきである…」

### ■ 関連判例チェック

<input checked="" type="checkbox"/>	関連判例	
	麹町中学内申書事件（最判昭63.7.15）	重要度：B
	→内申書に生徒の政治的活動を不利益に評価して記載しても、当該記載は生徒の思想信条そのものの記載ではなく、その記載から思想信条を了知しうるものではなく、憲法19条には違反しない。	

### ■ 練習問題

<input checked="" type="checkbox"/>	問題	解答
	謝罪広告の強制は良心の自由の侵害となり、憲法19条に違反する。	×
	内申書に生徒の政治的活動を不利益に評価して記載することは、憲法19条に違反する。	×

実際の判決文のうち、判旨の重要な部分を抜き出して、原文のまま掲載しています。先ほどの「ポイント」に該当する箇所には、連番とアンダーラインを付しています。

重要判例と同様の論点や事案を扱った関連判例を掲載しています。関連判例には、出題実績と論点理解の観点から重要度を設けてあります。A（重要度高い）～C（重要度低い）の順になります。

重要判例の内容を理解したかを確認するための○×式の練習問題です。

# シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



## 入門書



### 1 行政書士 合格へのはじめの一歩

- ・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

## 実力養成

### 2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「例題」は必ずきましょ。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

リンク

### 3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

### 4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

### 5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

## 過去問演習

## 記述対策

## 直前対策

### 6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

### 7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。

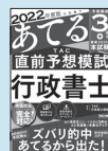
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク、肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

### 8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行う受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識の定着を図ることができます。

### 9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

# 〈 目 次 〉

## III 第1編 憲 法 III

総論 .....	2
憲法の基本原理 .....	2
憲法の三大原理／2	
人権 .....	5
人権享有主体 .....	5
外国人の人権／5	
法人の人権／17	
公務員の人権／22	
在監者の人権／33	
人権の限界 .....	36
私人間効力／36	
幸福追求権 .....	46
肖像権／46	
プライバシー／52	
その他／73	
法の下の平等 .....	75
法の下の平等（14条）／75	
議員定数不均衡訴訟／100	
自由権 .....	110
思想・良心の自由（19条）／110	
信教の自由（20条）／115	
政教分離原則／119	
表現の自由（21条）／134	
学問の自由（23条）／176	
職業選択の自由（22条）／183	
財産権（29条）／192	
人身の自由／199	

---

受益権	214
国家賠償請求権（17条）／214	
社会権	228
生存権（25条）／228	
教育を受ける権利（26条）／231（176）	
労働基本権（28条）／233	
統治	236
内閣	236
内閣の組織と権能／236	
裁判所	238
法律上の争訟／238	
その他／255	
財政	259
租税法律主義／259	

## III 第2編 民 法 III

総則	264
民法の基本原則	264
基本原則／264	
能力	268
能力の種類／268	
行為能力／272	
意思表示	274
虚偽表示（94条）／274	
錯誤（95条）／282	
代理	286
代理／286	
無権代理／289	
表見代理／297	
条件	306

---

時効	310
取得時効／310	
消滅時効／315	
時効の援用・放棄／319	
<b>物権</b>	<b>327</b>
物権	327
物権的請求権／327	
不動産物権変動と登記	331
不動産物権変動／331	
取消し・解除と登記／336	
取得時効と登記／343	
相続と登記／347	
占有権	353
占有訴権／353	
即時取得	355
所有権	360
共有関係／360	
用益物権	368
地役権／368	
担保物権	370
抵当権／370	
留置権／398	
先取特権／401	
<b>債権</b>	<b>404</b>
債権債務関係	404
債務不履行／404	
債権の保全	408
債権者代位権／408	
詐害行為取消権／414	
債権譲渡・債務引受	420
債権譲渡／420	

---

債権の消滅	423
弁済／423	
相殺／433	
その他の債権消滅原因／436	
多数当事者の債権債務関係	438
連帯債務／438	
契約総論	440
同時履行の抗弁権／440	
契約の解除／443	
契約各論	447
贈与契約／447	
売買契約／450	
賃貸借契約／456	
請負契約／469	
その他／471	
契約以外の債権発生原因	473
不当利得／473	
不法行為／484	
親族・相続	514
親族	514
夫婦関係／514	
親子関係／524	
相続	537
相続／537	
遺言／550	

## III 第3編 行政法 III

行政法の一般的な法理論	556
行政法の基本原理	556
法の一般原則／556	

---

公法と私法 .....	559
私法法規の適用／559	
行政組織 .....	577
公物／577	
行政行為 .....	580
行政行為の分類／580	
行政行為の効力／583	
行政行為の瑕疵／585	
行政裁量／603	
行政行為以外の行政作用 .....	620
行政立法／620	
行政計画／639	
行政指導／643	
行政契約／653	
行政調査／656	
行政強制・行政罰 .....	659
行政上の強制措置／659	
行政上の強制執行／662	
<b>行政手続法 .....</b>	<b>666</b>
処分 .....	666
不利益処分／666	
<b>行政不服審査法 .....</b>	<b>671</b>
審査請求 .....	671
審査請求の形式／671	
<b>行政事件訴訟法 .....</b>	<b>678</b>
行政事件訴訟の類型 .....	678
訴訟類型／678	
取消訴訟 .....	687
要件審理／687	
本案審理／743	
判決／746	

---

取消訴訟以外の訴訟 .....	748
無効等確認訴訟／748	
差止め訴訟／754	
<b>国家賠償・損失補償 .....</b>	<b>758</b>
国家賠償請求 .....	758
国家賠償法の概要／758	
公務員の不法行為／761	
公の営造物の設置・管理の瑕疵／804	
取消訴訟との関係／830	
損失補償 .....	833
損失補償制度／833	
<b>地方自治法 .....</b>	<b>845</b>
住民の権利 .....	845
住民監査／845	
地方公共団体の機関 .....	855
地方公共団体の財務／855	
条例・規則 .....	859
条例／859	

## III 第4編 商 法 III

<b>商法 .....</b>	<b>866</b>
商法総則 .....	866
商法の適用／866	
商号／870	
<b>会社法 .....</b>	<b>873</b>
株式 .....	873
株主／873	
株式の譲渡／877	
会社の機関 .....	879
株主総会／879	

---

取締役・取締役会／891	
持分会社・組織再編 .....	904
事業譲渡／904	
【年月日索引】.....	907
【関連法令索引】.....	917

# 第1編

# 憲法

## 砂川事件（最大判昭34.12.16）

出題実績 26-41

関連法令 憲法 9 条

### ■ 事案

砂川町にあったアメリカ軍使用の立川飛行場拡張のため測量が開始されたが、その際、基地拡張に反対する集団が境界柵を破壊し、飛行場内に立ち入った。そのため、集団に参加していたYらが、日米安全保障条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反として起訴された。

### ■ 争点・結論

	争 点	結 論
1	憲法9条は、自衛権に基づいて他国に日本の安全保障を求めることを禁止しているか。	禁止していない。
2	日本に駐留する外国軍隊は、憲法9条2項で保有が禁じられる「戦力」にあたるか。	あたらない。
	ポイント 憲法9条は自衛権を否定したものではない。したがって、他国に安全保障を求めることも禁止していない。	ポイント 憲法9条2項で保有を禁じているのは、わが国自体の戦力であり、外国軍隊はたとえ日本に駐留するとしても9条2項の「戦力」にはあたらない。

**日米安全保障条約**は、裁判所による**司法審査の対象**となるか。

**司法審査の対象とならない。**

### ポイント

3

条約も司法審査の対象となり得るが、安保条約のように主権国としてわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度に政治性を有するものは、**一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、司法審査の対象とならない。**

## 判旨

「同条(憲法9条)は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしながらこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。…すなわち、われら日本国民は、憲法9条2項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、①憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めるなどを、何ら禁ずるものではないのである。」

「憲法9条の趣旨に即して同条2項の法意を考えてみると、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権行使することにより、同条1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、②同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」

「本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した

国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすぐくなっている。それ故、<sup>⑤</sup>右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねらるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。」

## 練習問題

	問題	解答
<input checked="" type="checkbox"/>	条約については、司法審査をする余地はない。	×

## 人権（人権享有主体－外国人の人権）

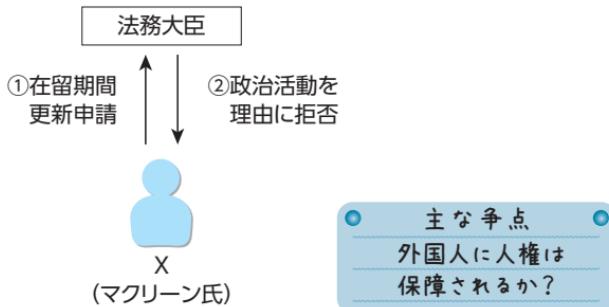
## マクリーン事件（最大判昭53.10.4）

出題実績 18-6-1、23-4-3、27-3-3、29-3-1

関連法令 憲法第3章

## ■ 事案

アメリカ国籍のロナルド・アラン・マクリーン氏(X)は、1年の在留許可を受けて日本に滞在していたが、在留期間中にベトナム戦争反対運動等の政治活動に参加したことを理由として、法務大臣から在留期間の更新を拒否された。そのため、Xが不許可処分の取消しを求めた。



## ■ 争点・結論

	争 点	結 論
1	外国人に人権は保障されるか。	権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく保障される。

## ポイント

外国人に人権が保障されるかについて、判例は性質説を探っている。すなわち、全ての人権が日本国民と同様に保障されるのではなく、保障されるかどうかは権利の性質から判断される。

	外国人に <b>政治活動の自由</b> は保障されるか。	わが国の政治的意意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めことができないと解されるものを除き、 <b>その保障が及ぶ</b> 。
2	<b>ポイント</b> 原則として保障される。しかし、 <b>一定の制限はある。</b>	
3	外国人に <b>入国の自由、在留の権利</b> は保障されるか。	わが国に在留する外国人は、 <b>憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではない。</b>
	<b>ポイント</b> <b>国際慣習法上、外国人の入国は受入国が自由に決定できるとされているため、入国の自由は保障されない。引き続き在留する権利に関しても同様。</b>	

## 判旨

「①憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、②政治活動の自由についても、わが国の政治的意意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、**その保障が及ぶもの**と解するのが、相当である。

しかしながら、…③外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくされないことまでの保障が与えられているものと解す

ることはできない。」

## ■ 関連判例チェック

<input checked="" type="checkbox"/>	関連判例	
	<p>森川キャサリーン事件（外国人の再入国の自由）（最判平4.11.16）</p> <p>→我が国に在留する外国人は、憲法上、<b>外国へ一時旅行する自由を保障されているものでない</b>ことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和29年（あ）第3594号 同32年6月19日判決・刑集11巻6号1663頁、昭和50年（行ツ）第120号同53年10月4日判決・民集32巻7号1223頁）の趣旨に徴して明らかである。</p>	重要度：C
	<p>〈出題実績〉 19-6-5、27-3-2</p>	〈関連法令〉 憲法第3章
	<p>外国移住の自由（最大判昭32.12.25）</p> <p>→憲法22条2項は「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定しており、ここにいう<b>外国移住の自由</b>は、<b>その権利の性質上外国人に限つて保障しない</b>という理由はない。</p>	重要度：C
	<p>〈出題実績〉 なし</p>	〈関連法令〉 憲法22条2項

入国の自由（最大判昭32.6.19）	重要度：C →憲法22条1項には、何人も公共の福祉に反しない限り居住・移転の自由を有する旨規定し、同条2項には、何人も外国に移住する自由を侵されない旨の規定を設けていることに徴すれば、憲法22条の右の規定の保障するところは、居住・移転及び外国移住の自由のみに関するものであつて、それ以外に及ばず、しかもその居住・移転とは、外国移住と区別して規定されているところから見れば、日本国内におけるものを指す趣旨であることも明らかである。そしてこれらの憲法上の自由を享ける者は法文上日本国民に局限されていないのであるから、外国人であつても日本国に在つてその主権に服している者に限り及ぶものであることも、また論をまたない。されば、 <b>憲法22条は外国人の日本国に入国することについてはなにら</b> （※原文ママ） <b>規定していないものというべき</b> であつて、このことは、国際慣習法上、外国人の入国の許否は当該国家の自由裁量により決定し得るものであつて、特別の条約が存しない限り、国家は外国人の入国を許可する義務を負わないものであることと、その考え方と同じくするものと解し得られる。
〈出題実績〉なし	〈関連法令〉憲法22条1項、2項

## 練習問題

<input checked="" type="checkbox"/>	問題	解答
	外国人に政治活動の自由は一切保障されない。	×

## 人権（人権享有主体－外国人の人権）

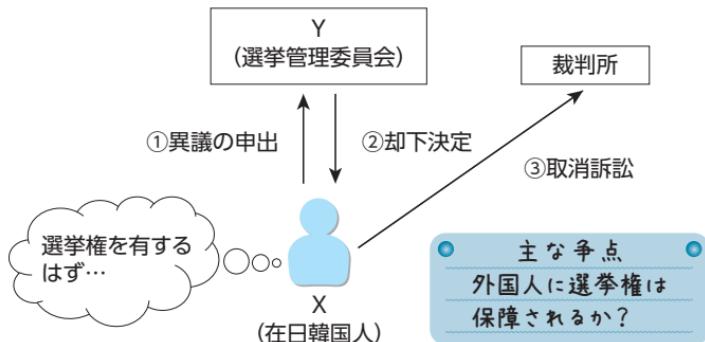
## 外国人の地方選挙権（最判平7.2.28）

出題実績 18-2-ウ、19-6-2、23-4-4・5

関連法令 憲法15条1項、93条2項

## ■ 事案

在日韓国人Xらは、選挙人名簿に登録されていなかったので、そのことを不服とし、選挙管理委員会Yに異議の申出をしたが、却下の決定を受けた。そこで、Xらはこの決定の取消訴訟を提起した。



## ■ 争点・結論

	争 点	結 論
	外国人に選挙権は保障されるか。	保障されない。
1	<b>ポイント</b> 国民主権の原理から、選挙権は、権利の性質上日本国民にしか認められない。	

2	<p>外国人に<b>地方選挙権</b>は保障されるか。</p>	<p>憲法93条2項の「住民」とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する (=<b>保障されない</b>)。</p>
3	<p>定住外国人に<b>法律をもって地方選挙権を付与すること</b>は許されるか。</p>	<p>我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、そのような措置を講ずることも<b>許される</b>。</p>
	<p><b>ポイント</b></p> <p>憲法上、地方選挙権は保障されていないが、<b>一定の定住外国人に法律をもって選挙権を付与する措置を講ずることも許される</b>。しかし、許容しているだけであって、必ずそのような措置を講じなければならないということではない。</p>	

## 判旨

「憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにはかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうすれば、<sup>①</sup>公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。』

「地方自治について定める憲法第8章は、93条2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統

治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、②憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。」

「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、③我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

## 練習問題

<input checked="" type="checkbox"/>	問題	解答
	我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、条例をもって、地方選挙権を付与する措置を講ずることも許される。	×
	我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、法律をもって、地方選挙権を付与する措置を講ずるべきであり、そのような措置を講じない場合、違憲の問題が生じる。	×

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ  
2022年度版 みんなが欲しかった！行政書士の判例集

発行日 2022年1月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2022

管理コード 09761P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。